掛川市教育委員会規則第１号

　掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和２年３月27日

掛川市教育委員会教育長

（別紙）

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則の一部を改正する規則

掛川市教育委員会に置かれる事務局等の組織に関する規則（平成17年掛川市教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項の表中

「

学校教育課	指導係　学務係
社会教育課	社会教育係　文化財係

」

を

「

こども給食課	こども給食係
学校教育課	指導係　学務係

」

に改め、同条第２項を次のように改める。

２　教育政策課に社会教育室を置き、同室に社会教育係を置く。

第３条に次の１項を加える。

３　こども給食課にさかがわ学校給食センター、給食文化苑こうようの丘、大東学校給食センター及び大須賀学校給食センターを置く。

第５条第１項第５号を次のように改め、同項第６号から第９号までを削る。

(5) 社会教育室社会教育係

ア　社会教育委員に関すること。

イ　社会教育関係団体の指導育成及び連絡調整に関すること。

ウ　成人教育及び家庭教育に関すること。

エ　人権教育に関すること。

オ　公民館の管理運営に関すること。

カ　公民館運営協議会に関すること。

キ　社会教育振興基金に関すること。

ク　青少年の健全育成に関すること。

ケ　青少年教育の推進に関すること。

コ　青少年問題協議会に関すること。

サ　青少年補導センターに関すること。

シ　子ども・若者育成支援の推進に関すること。

ス　その他社会教育全般に関すること。

第５条中第３項を削り、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加える。

２　こども給食課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) こども給食係

ア　学校給食施設の再編整備促進に関すること。

イ　学校給食の企画、調整及び指導に関すること。

ウ　学校給食の実施に関すること。

エ　管内の給食費の徴収及び管理に関すること。

オ　その他学校給食業務に関すること。

(2) さかがわ学校給食センター

ア　学校給食センター運営委員会に関すること。

イ　献立の作成、食材発注等に関すること。

ウ　学校給食の調理及び配送に関すること。

エ　調理業者の監督指導に関すること。

オ　管内の給食費の徴収及び管理に関すること。

(3) 給食文化苑こうようの丘

ア　給食文化苑こうようの丘運営委員会に関すること。

イ　献立の作成、食材発注等に関すること。

ウ　学校給食の調理及び配送に関すること。

エ　調理業者の監督指導に関すること。

オ　管内の給食費の徴収及び管理に関すること。

(4) 大東学校給食センター

ア　学校給食センター運営委員会に関すること。

イ　献立の作成、食材発注等に関すること。

ウ　学校給食の調理及び配送に関すること。

エ　調理業者の監督指導に関すること。

オ　管内の給食費の徴収及び管理に関すること。

(5) 大須賀学校給食センター

ア　学校給食センター運営委員会に関すること。

イ　献立の作成、食材発注等に関すること。

ウ　学校給食の調理及び配送に関すること。

エ　調理業者の監督指導に関すること。

オ　管内の給食費の徴収及び管理に関すること。

第６条第１項第２号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ　デジタルアーカイブに関すること。

第６条第１項第３号中オをカとし、エをオとし、ウの次に次のように加える。

エ　デジタルアーカイブに関すること。

第６条第１項第４号に次のように加える。

エ　デジタルアーカイブに関すること。

附　則

この規則は、令和２年４月１日から施行する。